

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和5年9月15日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

1. 企画競争に付する事項

レセプト点検事務研修業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受ける者にあっては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (9) 研修を実施する講師は、レセプトの内容点検についての十分な経験（10年以上）があり、かつ、過去5年以内（平成30年度以降）にレセプト点検員に対して、具体的な指導や研修講師の経験があること。

3. 契約候補者の選定

別冊「レセプト点検事務研修業務委託に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

企画書の採用可否については、提出者全員に通知する。
また、契約候補者と速やかに契約を締結する。

4. 企画競争説明書等を交付する期間及び場所

- (1) 期間 令和5年9月15日～令和5年10月13日
- (2) 場所 〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階
全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当：増田
電話 043-382-8315 FAX 043-382-8321

※仕様書等の交付を希望する者は、別添の依頼書をFAXすること。

5. 仕様書等に対する質問の受付及び回答

- (1) 受付先 全国健康保険協会千葉支部 レセプトグループ
(担当) 石井・堀籠(ハリコメ) 電話 043-382-8314
- (2) 受付期間 令和5年10月16日 12時00分まで
- (3) 回答 受付日の翌々々営業日午前中までに回答する。

6. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年10月23日 15時00分
- (2) 提出先 上記4(2)と同じ。
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。郵送の場合は書留など配達の記録が確認できる方法とし、期限を厳守すること。また、郵送事故等による遅配があっても考慮されない。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

8. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は、別冊「企画競争説明書」及び「レセプト点検事務研修業務委託に係る企画書募集要領」による。

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用者として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

FAX

別添

043-382-8321

送信先：全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 調達担当者（増田）あて

仕様書等送付依頼書

案件名	レセプト点検事務研修業務委託
事業所名	
ご担当者名 (ご担当部署)	様
電話番号	
FAX番号	

仕様書等の送付を希望します。

送付先ご住所	〒　—
--------	-----

※ご依頼日の翌営業日発送となります。当支部の窓口でも配布しておりますので、お急ぎの場合は直接お越しください。なお、メール送付は行っておりません。